

2024 vol.26 オオサカサクス

Osaka Ranks



大阪3区版広報誌

発行日：令和6年7月11日
発行元：柳本顕事務所
場所：大阪市西成区松1-1-6

大正区

西成区

大阪M

住之江区

住吉区

威力

通常国会で議論となった政治資金問題については、国民の皆様の政治不信を招く事態となったことに対して、自民党所属の国会議員として心からお詫び申し上げます。今後、政治資金規正法の改正を踏まえて、更に国会改革を実行し、政治資金についての透明性を高め、ルールの厳格化を図るべく取組んで参ります。一方で、私たちの身近な生活に関わる制度についても法改正などが進んでおり、情報を共有しながら新しい時代に臨んで参ります。

廃棄物の再利用を促進

再資源化事業高度化法

再資源化のために廃棄物の収集・運搬・処分に関わる事業者や、高度な技術を用いて廃棄物の分離・回収を行う事業者、そして再資源化工程の高度化に取り組む事業者が、再資源化事業に関する計画を作成し環境大臣の認定を受けることで、それぞれの事業計画に沿った再資源化事業の実施や廃棄物処理施設・設備の設置や導入をできるようになる。廃棄物処理法上求められる自治体別の許可に代わり、国による一括認定を受けることで、迅速に対応できるようになる。



育成就労制度の創設

出入国管理および難民認定法(入管法)

外国人労働者の長期就労を促すため、技能実習制度を廃止し、特定技能と対象職種をそろえる育成就労制度を新たに創設。労働者としての権利保障をめざし、本人の希望に応じて就労1~2年で同じ分野内での転籍を可能とする。一方、永住者の増加を見据え、税金や社会保険料を故意に支払わない場合などに、永住許可を取り消せる規定を盛り込む。



居住サポート住宅の認定制度

住宅セーフティネット法

住まいの確保を促進するための取り組みが制度化され、都道府県から指定された「居住支援法人」などが、入居からその後の安否確認や見守りを行ったり福祉につなげたりする住宅を「居住サポート住宅」として認定する。また、借り主が「居住支援法人」を活用して家賃の滞納を立て替える保証会社と契約を結びやすくする家賃債務保証業者認定制度を創設する。



二地域居住の促進

広域的な地域活性化基盤整備法

二地域居住を促進するべく…①市町村が二地域居住の「特定居住促進計画」を作成することができる。②市町村が二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人や民間企業を「特定居住支援法人」として指定できる。③地域一体で住まいや仕事の確保策を検討するため、市町村は不動産会社、交通事業者などで構成する「特定居住促進協議会」を組織できる。…という3点が示される。



柳本あきら☆衆議院質疑報告



令和6年5月24日

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

主に、国家戦略特区について自見はな子国務大臣などに質疑。大阪府・大阪市は、スーパーシティ型国家戦略特区として指定されており柔軟な施策展開が進められています。また、新たに今年6月には金融・資産運用特区にも指定されることが発表されています。時代の大きな流れに対応すべく、現行法制度では対応できない事業などについても先行的に実証することで、大阪が日本をリードするような動きを構築していきます。



令和6年4月5日

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

少子化対策のベースとなることを念頭においた子ども・子育て支援法について加藤鮎子国務大臣などに質疑。今年度から大阪市でも試行実施される「こども誰でも通園制度」をはじめ、こどもの居場所事業やヤングケアラー支援など、これまでから大阪市では課題として捉え、事業を展開してきた内容について、国においてもスポットがあたるようになってきています。



令和6年4月5日

環境委員会

昨年9月まで環境大臣政務官として取り組んだ使用済み紙おむつ再生利用等促進に向けての取組などについて伊藤信太郎環境大臣などに質疑。更に、家庭から排出されているものが8割を占めると言われている海洋プラスチック汚染問題、突然の発火事故などが報告されているリチウム電池の対応、法の制定に力を注いだ熱中症対策など多岐にわたり質問をさせていただきました。



衆議院議員柳本あきら大阪事務所

■ 住所 / 〒557-0034 大阪市西成区松1-1-6
■ 電話 / 06-4398-6090 ■ FAX / 06-4398-6091
E-mail: osakathanks@gmail.com http://www.yanagimotoakira.com



柳本あきら 検索 YouTube Facebook X Instagram LINE BLOG

南海本線	至天下茶屋
至なんば	至五出
地下鉄 花園駅	花園店
地下鉄四ツ橋線	花園町駅
至四ツ橋	花園町駅
柳本顕大阪事務所	
地下鉄四ツ橋線「花園町」駅 下車南へ100m	